

(資料1) 東京都、大阪府、石川県の自民党得票率推移

	1996総	1998参	2000総	2001参	2003総	2004参	2005総	2007参	2009総	2010参	2012総	2013参	2014総	2016参
東京都	27.0	19.0	19.5	34.5	32.5	26.5	40.2	26.1	25.5	20.7	24.9	31.9	32.1	34.4
石川県	41.4	34.6	45.0	51.3	44.3	41.5	46.9	38.9	35.4	35.0	34.7	49.4	42.1	48.1
大阪府	26.4	17.9	20.9	32.2	28.2	24.5	36.4	23.1	21.4	19.0	20.9	24.5	24.8	22.1
全国	32.76	25.20	28.31	38.57	34.96	30.03	38.18	28.08	26.73	24.07	27.62	34.68	33.11	35.91

総＝総選挙、参＝参院選挙

(資料2) 市区における自民党得票率ベストテン

市区における自民党得票率ベストテン

13都議選	16参院選	17都議選
全都平均 36.04	全都平均 34.36	全都平均 22.53
青梅市 75.11	千代田区 44.32	青梅市 35.01 ×
福生市 55.70	中央区 42.02	福生市 34.47 ×
港区 53.75	港区 40.41	墨田区 31.32 ○
立川市 52.85	台東区 37.34	千代田区 29.69 ○×
千代田区 48.81	墨田区 36.99	中央区 29.61 ○×
台東区 48.50	品川区 36.10	昭島市 29.12 ×
昭島市 47.16	葛飾区 35.80	港区 28.36 ○×
中央区 47.67	江東区 35.78	文京区 28.13 ○
あきる野市 46.52	文京区 35.74	江東区 27.22 ○
狛江市 45.53	江戸川区 35.72	あきる野市 25.98 ×
武蔵野市 44.84	目黒区 35.70	江戸川区 25.22 ○

\*○は、16参院選との重複

×は、13都議選との重複

(資料3) 低所得者、高所得者集住地域の自民党得票率

低所得者層集住地域自民党得票率の増減

	2013年都議選自 民党得票率	2016年参院選	2017年都議選
足立区	39.27	34.20	22.74
葛飾区	31.91	35.80	23.10
板橋区	34.79	33.55	21.87
江戸川区	37.32	35.72	25.20
全都平均	36.04	34.36	22.53

\*網掛けは全都平均より下回った地域

上記4区は、課税標準額段階別で、200万円以下の納税義務者が多い上位4区

### 高所得者層集住地域自民党得票率の増減

	2013 都議選自民党得票率	2016 参院選	2017年都議選
港区	53.75	40.41	28.36
千代田区	48.81	44.32	29.69
渋谷区	31.09	35.43	20.98
文京区	38.42	35.74	28.13
中央区	46.67	42.02	29.61
全都平均	36.04	34.36	22.53

\* 上記5区は、課税標準額段階別で、1000万円以上、700～1000万円の合計が高い5区

### (資料4) 小池、都民ファースト票と16参院選での自民票、民進票

#### 小池、都民ファースト票の16参院選での自民票、民進票との重複

都知事選小池票	17 都議選都民ファースト	16 参院選自民党	16 参院選民進党
豊島区 52.98	稲城市 65.42	千代田区 44.32	武蔵野市 25.57
中央区 50.69 ○	羽村市 65.24 △×	中央区 42.02	小金井市 24.69
港区 49.12 ○	西東京市 64.19 ×	港区 40.41	あきる野市 23.59
千代田区 48.43 ○	府中市 63.21 ×	台東区 37.34	西東京市 23.51
練馬区 47.48	台東区 62.69 ●○	墨田区 36.99	日野市 23.51
墨田区 46.82 ○	あきるの市 60.34△×	品川区 36.10	国分寺市 23.49
江東区 46.28 ○	立川市 58.14 △×	葛飾区 35.80	三鷹市 22.80
台東区 46.26 ○	港区 57.37 ●○	江東区 35.78	小平市 22.79
品川区 46.17 ○	昭島市 57.19 △	文京区 35.74	府中市 22.79
渋谷区 45.96	千代田区 56.66 ●○	江戸川区 35.72	羽村市 22.60
文京区 45.88 ○	多摩市 55.54 ×	目黒区 35.70	多摩市 22.57

\*○は、16参院選での自民党票のベストテンとの重複

×は、16参院選での民進投票ベストテンとの重複

●は、16都知事選での小池ベストテンとの重複、△は16都知事選での増田ベストテンとの重複

## (資料5) 都議選における共産党得票率ベストテン

### 都議選における共産党得票率ベストテンと16参院選との比較

	16 参院選	17 都議選
1	清瀬市 19.08	文京区 27.91 ○
	東久留米市 17.22	東久留米市 24.41 ○
	北区 16.95	清瀬市 24.34 ○
	狛江市 16.43	日野市 21.10
	東村山 16.38	狛江市 20.22 ○
	多摩市 16.12	荒川区 20.19 ○
	荒川区 15.86	調布市 19.91
	文京区 15.86	新宿区 19.83
	国立市 15.86	北区 19.14 ○
	板橋区 15.56	東村山 18.69 ○

\*○は、16参院選でのベストテンとの重複

## (資料6) 『市民連合が実現を目指す政策』に関する四党の考え方 2017.04.05

四年間続いた安倍政権の下、我が国の立憲主義、民主主義は大きく脅かされている。アベノミクスは日本経済の持続的成長をもたらすことなく、格差を助長してきた。

民進党、日本共産党、自由党、社会民主党の野党四党は、今年の参議院選挙にあたり、①安保法制を廃止し、集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回、立憲主義を回復する、②アベノミクスによる国民生活破壊、格差と貧困を是正する、③TPPや沖縄問題など、国民の声に耳を傾けない強権政治を許さない、④安倍政権の下での憲法改悪に反対する、との内容を共有・確認し、また、昨年6月7日に市民連合から提出された『野党4党の政策に対する市民連合の要望書』を受け止め、さらには今年の通常国会で、介護、保育、雇用、被災者支援、男女平等、LGBT(性的マイノリティー)差別解消をはじめとした15本の議員立法を共通の政策として共同提案し、全力で戦った。

野党四党は、これらの到達点、さらに早期の衆院解散・総選挙は十分にあり得るという前提のうえで立って、できる限りの協力を進めることで合意している。今般、『市民連合が実現を目指す政策』についても、その現状認識及び基本理念を十分共有できると確認した。

今こそ、安保法制を廃止し、立憲主義を回復するとともに、個人の尊厳と基本的人権の保障を進めることが求められている。自由民主党の憲法改正草案のように立憲主義と平和主義を脅かす憲法改正は認められない。アベノミクスからの転換を進め、すべての人間に尊厳ある生活を確保するための社会経済政策を実現すべきである。

今後も、安倍政権の打倒を目指して政策面や国会活動における四党間の協力を進めていく。

四年間続いた安倍政権の下、我が国の立憲主義、民主主義は危機に直面している。アベノミクスは日本経済の持続的成長をもたらすことなく、格差拡大を助長し、人口減少を放置してきた。

民進、共産、自由、社民の四党は、早期の衆院解散総選挙は十分にあり得るという前提に立って、できる限りの協力を進めることで合意している。そのうえで、市民連合が実現を目指す政策について四党政策実務者による協議を進めた結果、以下のような考え方を共有することを私たちは確認した。

## 1. 国民生活の安定と「分厚い中間層」の復活に向け、社会経済政策を転換する

### (1) 子育て・教育・若者

○就学前教育から大学まで、すべての教育について原則無償化をめざす。

○保育施設の拡充、保育士の賃金引き上げ等を通じて待機児童をなくす。

○安倍政権が放置してきた子育て・教育への投資を劇的に拡大することにより、教育の機会平等と質の向上、持続的成長の実現、雇用の創出、女性の社会進出、人口減少対策等を後押しする。

### (2) 雇用・働き方

○残業代ゼロ法案の成立を阻止するとともに、インターバル規制を含む長時間労働規制法を早期に成立させる。

○同一価値労働同一賃金の実現など非正規労働者に対する待遇の差別を禁止する。

○最低賃金の大幅引き上げなど、賃金・労働条件を改善する。

### (3) 社会保障等

○国民皆保険制度を維持し、年金の最低保障機能を強化する。

○介護労働者の賃金など待遇を改善するなど、介護の充実を進める。

○働き方や性別等に中立的かつ公正な社会保障制度、税制を確立する。

### (4) 女性・ジェンダー

○選択的夫婦別姓を実現する。

○政治分野で候補者割り当てクオータを導入する。

○包括的な性暴力の禁止に向け、性暴力被害者支援法を制定する。

○LGBT に対する差別解消施策を盛り込んだ法律を制定する。

### (5) 地域活性化

○霞ヶ関目線で効果の上がらない地方創生を掲げ、カジノによる地域振興に迷走する安倍政権と対峙し、地方の自主性を尊重した公正な地域活性化を進める。

○農家に対する所得補償制度を法制化する。

## 2. 原発ゼロを目指し、エネルギー政策を抜本的に転換する

### (1) 原発ゼロを目指す

3.11 を原点として新しい日本のエネルギー政策を構想する。

### (2) 省エネルギーの徹底

断熱の徹底、廃熱の有効利用等をすすめ、世界一の省エネ社会を実現する。

### (3) 再生可能エネルギーの飛躍的増強

太陽光発電や風力発電への支援、ソーラーシェアリングの大幅拡大等を進める。

### (4) 地球温暖化対策の推進

国際社会に通用する中長期数値目標を設定し、地球環境・生態系の保全を進めるとともに新産業と雇用の創出につなげる。

## 3. 立憲主義を守り抜き、平和を創造する

### (1) 立憲主義と平和主義を脅かす憲法改悪の阻止

自民党の憲法改正草案は、立憲主義に反し、基本的人権の尊重や国民主権、そして平和主義という基本的価値を脅かすものであり、これを基礎とした改定、特に平和主義を破壊する憲法9条の改悪を阻止する。

### (2) 2015 年安保法制の白紙化

安倍政権下で強行された安全保障法制は立憲主義と平和主義を揺るがすものであり、その白紙撤回を求める。

### (3) 戦略的なアジア太平洋外交の推進

同盟国である米国を含め、近隣諸国、関係国との対話を促進し、地域における信頼醸成に努める。

### (4) 沖縄の基地負担の軽減

沖縄の民意を踏みにじって基地建設を強引に進める政府の姿勢は、容認できない。沖縄県民の思いを尊重しながら基地負担の軽減を進める。

### (5) 情報公開の推進と報道の自由の回復

安倍政権下で後退した情報公開と報道の自由は、民主政治の基盤であり、危機感を持ってその推進、回復に取り組む。

以上

## (資料7) 日米地位協定

### 第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。

2 日本国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

### 第二十五条

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当つて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。

3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

## 1995年沖縄県の2条改定案

「地位協定第2条を見直し、日本国政府は、施設・区域の所在する都道府県や市町村から意見を聴取し、施設・区域の存在が、当該自治体の振興開発等に悪影響を及ぼしているばあいは、米国政府に対し、その返還を要請し、米国政府は、その要請に応じなければならない旨を明記する」

### (資料8)日米安保条約

#### 第一条（平和の維持のための努力）

1 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武器の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

2 締約国は、他の平和愛好国と共同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

#### 第二条（経済的協力の促進）

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。

#### 第三条（自衛力の維持発展）

締約国は、個別的に及び相互に協力して、持続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

#### 第四条（臨時協議）

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

#### 第五条（共同防衛）

1 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

2 前記の武力攻撃及びその結果として執った全ての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事

会が国際の平和及び安全を回復し維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

#### 第六条（基地の許与）

1 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持の寄与するため、アメリカ合州国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

2 前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合州国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合州国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

#### 第七条（国連憲章との関係）

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響を及ぼすものではなく、また、及ぼすものとして解釈してはならない。

#### 第八条（批准）

この条約は、日本国及びアメリカ合州国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

#### 第九条（旧条約の失効）

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合州国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

#### 第十条（条約の終了）

1 この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合州国政府が認めるときまで効力を有する。

2 もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

(両国全権委員氏名省略)